

2014年度事業報告書

2014年4月1日～2015年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 事業の成果

2014年度は、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度（消費者裁判手続き特例法）の2016年の施行に向けての準備を課題として掲げていました。

特定適格認定監督ガイドラインの策定にあたっては、消費者庁の研究会に参考人として対応するとともに、全国の適格消費者団体と連携して意見を述べてきました。組織財政基盤の強化策については、内部プロジェクトを設置し検討をすすめ、理事長への答申がまとめられました。2015年度の事業課題での具体化をはかってまいります。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめてきました。訴訟にいたった事案はありませんでしたが、新たな裁判外の申入れは6件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善された事案や中間経過など10件を公表しました。設立以来の累計では、68件で是正されました。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額	
(1) 不当な約款等の是正事業	ワーキンググループ(以下「WG」と表記)を開催し、消費者被害情報に基づき約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、その不当性を検証。不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	第1WG	千代田区 主婦会館 プラザエフ		その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	5,581 千円	
		4/2		7			
		6/18		6			
		7/24		7			
		9/1		7			
		10/6		7			
		11/20		7			
		1/8		7			
		2/26		7			
		3/27		6			
		第2WG					
		4/4		11			
		5/12		9			
		6/27		10			
		7/31		9			
		9/3		11			
		10/10		10			
		11/12		10			
		12/3		8			
		1/23		9			
		3/4		10			
確認WG							
4/23	8						
6/25	6						
8/18	7						
9/19	8						
10/29	10						
12/3	7						
2/2	6						
3/12	7						

<p>事案別検討チーム 事案別にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。</p>	(旅行業)	千代田区 主婦会館 プラザエフ	4/3	4	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ
	(がん保険)		9/24	10	
			10/23	10	
			12/3	11	
			2/3	11	
	(クリーニング)		4/21	6	
			6/11	6	
			7/18	6	
			10/28	6	
	(建築請負)		5/13	5	
			6/19	5	
			7/22	5	
			9/2	5	
			10/9	5	
	11/20	5			
	12/18	5			
	12/22	5			
	2/3	6			
	3/11	7			
(航空券)	10/27	6			
	1/15	6			
	3/23	6			
(互助会)	7/28	7			
	9/25	6			
	11/6	7			
	2/17	7			
(消火器)	11/18	6			
(フィットネスクラブ)	8/19	6			
	9/16	6			
<p>弁護団準備会議 差止請求訴訟に消費者契約法41条にもとづく差止め請求の要否、内容等を検討した。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護団に移行する。)</p>	7/25	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	
	8/26		6		
	9/8		6		
	9/19		6		
	1/7		9		
	2/5		9		
	3/17		9		

	企業ポイント学習会 事案検討参加メンバーを主な対象に、差止請求の検討のための情報を共有する学習会。今年度は企業ポイントの考え方や関連する制度について学習	11/26	千代田区 主婦会館 プラザエフ	19	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	
	申入れ記者発表 差止請求をした趣旨を消費者に知らせる為に実施した記者発表。	10/8	消費者庁 記者クラブ	4	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	
	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①ワーキンググループの議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	5/12 7/7 8/28 9/26 10//23 11/17 12/15 2/2	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5 5 5 5 5 6 5	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	
(2) 差止請求権を行使する事業等	クリーニング弁護団会議 41条請求書面と訴状の検討を行い、提訴準備をすすめた。	1/14	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	578千円
(3) 消費者被害の調査・研究事業 ○被害情報対応委等開催	被害情報対応委員会(全体会)を開催 ① 年度事業計画に関する協議 ② 各ワーキンググループ等の活動状況の共有化 等	3/24	千代田区 主婦会館 プラザエフ	21	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	133千円
(4) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、具体的な事業を実施する機会はなかった。	—	—	—	—	0千円
(5) 消費者に対する啓発事業	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区 当法人事務所等	4	国内の不特定多数の消費者ならびに当法人会員	346千円
	総会記念企画講演会「消費者団体訴訟制度これまでの成果」「消費者裁判手続き特例法の概要と同法施行に向けた準備」	6/14	千代田区 弘済会館	7	首都圏の一般消費者ならびに当法人会員で参加者は35名	100千円
(6) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー 「新任担当者向け消費者法制基礎セミナー」 「改正景品表示法への対応セミナー」	7/29 3/18	千代田区 主婦会館 プラザエフ	7 7	首都圏の事業者を中心にのべ89名参加	357千円

(7) 事業者自主ルール等への提言	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0 千円
(8) 政策提言事業	集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の活用についてシミュレーションを実施し、特定認定監督指針検討への提言等に生かした。	4/2 5/7 6/3 6/14 12/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	9 11 10 10 7	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	414 千円
(9) その他事業 消費者機構日本設立10周年を記念して右記事業を行った。	消費者機構日本及び消費者団体訴訟制度を紹介するDVDを作成し、9/17のレセプションで上映した。また、ホームページ及びYOUTUBEにアップした。	9/17	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	その成果は、国内の不特定多数の消費者に及ぶ	1,330 千円
	東京都との協働事業として「ライフイベントを賢くこなす“契約”セミナー」(全3回)を開催した。	1/21 2/7 2/26	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5 5	参加者 都内在勤在住の消費者のべ104名	